

○経済産業省令第四十二号（抄）

経済産業省組織令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百三十五号）の施行に伴い、及び経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 新藤 義孝

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第四条 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四中「Mineral and Natural Resources Division」を「Mineral Resources

Division」に改める。

## 附 則

この省令は、令和六年七月一日から施行する。